日光山志　二

ル 4
329
2

呂 49
號 329
巻 2

日光山志巻之二

目録

新宮権現 同圖
拝殿 唐銅牌 同圖 末社 慈覚堂 金剛堂 山王社 阿弥陀堂
十八王子社 大黒天堂 御供所 宝物所 神楽所 御饌所
田村丸参詣圖
御神位
延年舞
十神事
教旻座主墳墓
佛岩
開山堂 同圖
勝道上人墓
産宮
手掛石
飯盛杉
御神馬碑
杤御門
下乗石柱
唐銅地蔵
山王社
不動堂
牛王橋
瀧尾瀑布
別所
弘法大師女躰中宮額
石鳥居
瀧尾社圖
影向石

門 4
號 329
卷 2

瀧尾靈神影向圖　經筒 同圖　鐘樓
二王樓門　拜殿　中門
本社　禮拜石　千手堂
本地堂　根本堂　子種石
酒泉　三十番神堂　三本椙
碑石　鎮火祭　無念橋
妙覚橋　等覚橋　多宝鐵塔 同圖
寶物　筋違橋　行者堂
薬師靈水　地蔵磐　慈恵大師堂 一名天狗堂
常行堂　法華堂　櫻馬場
御靈廟　二王御門 御拝殿　御燈籠 御本殿　二天御門 皇嘉御門　夜叉御門 御奥院　御鐘鼓二樓 空烟墓　御唐門 梶氏墓
慈眼大師廟 同圖　文殊堂　御供所
求聞持堂　阿弥陀堂　御座主御廟
功德水　鐘樓　經蔵
御拝殿 石燈籠　御廟前　御宝塔
両大師略傳　入峰禅頂　大千度
[illegible]子床神事　古峯原石原隼人 同圖

日光山志巻之二

植田孟縉編輯

新宮権現拝殿　三仏堂と相双ぶ銅葺赤塗四方縁大床鋪屋造り四方揚蔀六間ニ七間許

本社　南向八棟造り五間四方銅葺総赤塗正面に扉黒塗向拝に正辨の額を掲ぐ。すべて梁間に金色の鰐口ニ掲ぐ。高欄彫物彩色濃縁に四方へ折廻し格天井階黒塗前に唐門あり銅葺瑞門より瑞籬本社の後をおし廻せり是も銅葺瓦拾五間に拾八間許唐門并の左右に石燈籠数基唐銅大燈籠を康治檀ニ年入道の納る其の前に末社の霊守八様外に祠あり本社祭神を大己貴命あり本地千手観音例祭ニ月朔日二日なり延年の舞ニて古式執行せり神輿本社を渡

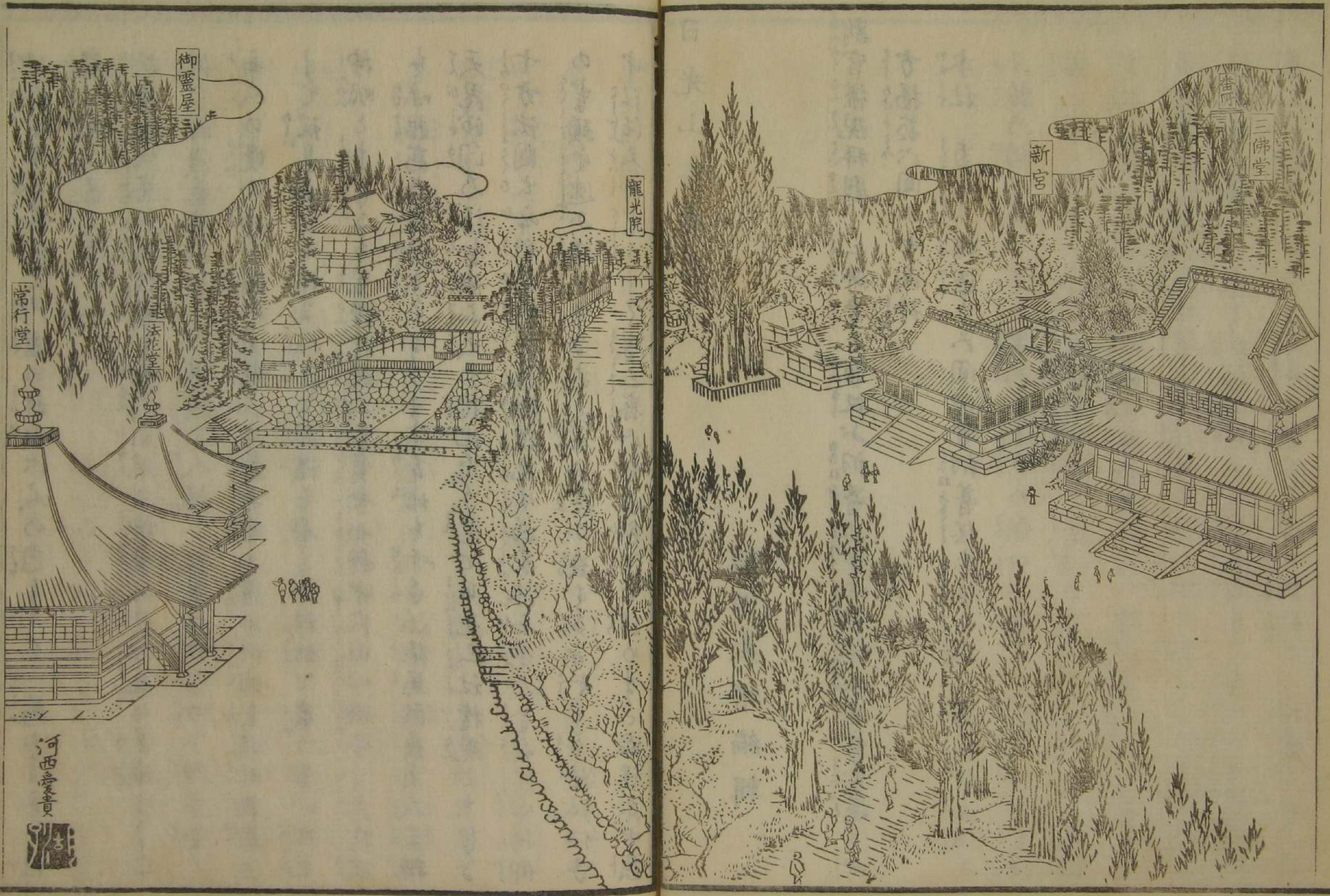
御靈屋
龍光院
常行堂
法花堂
新宮
三佛堂

御別所も安養院又御宮の社家六人の内にして一臈なるもの社務を司ることなり

抑當社日光三社權現を普門示現の神境佛乗相應の靈場なるは仍て神護景雲のむかし勝道上人深く欽崇れ妙智力を仰ぎ遠く無人の境に入て遂に黒髪山の巓に登り給ふ時地主神明忽然として現はれ給ひて佛法人法を擁護し奉ると神勅を蒙り給ふ地主神明と申奉るは男體權現大己貴命女體中宮田心姫命本宮權現は味耜高彦根命にてましますを本地は千手彌陀馬頭觀音大黒辨天毘沙門の福智德三天の權化なり是を日光三社權現と申奉る十方諸國土無刹不現身慈眼視衆生福聚海無量の金言信心渇仰の輩願望速に滿足すること響の聲に應ずるが如し其後弘仁年中弘法大師登山して當三所に智の秘法を弘めます嘉祥年中慈覺大師登山ありて顯密止觀の兩業を弘め給ふ其初當社を兼營し玉ひけるは當山の古縁起にも三神始て勸請の事を開山上人四本龍寺にませ給ひし時精舍の東南に初て勸請し奉りしは其後遷宮の事なかりしに仍て御神もあれみ給ひしと舊記に見えたり慈初上人三神の靈像を安鎭の社地を大河に接せし狹地にして時々洪水逆浪し社頭終にハ危からん事を思慮し玉ひ御遺言道珍敎旻千如等と相議して天長年中社殿を小玉殿の東に移し給へり其後二十餘年を經て嘉祥三年座主昌禪輪中の常行法輪等と議せられ法華常行の二堂ハ後を東西中院の中央に當りて勝地此所に在ありしかば直ちに遷宮し奉り給ふといへり

法華常行の二堂の後といへるハ今の經蔵也社地ハ今の御宮内護摩の邊を當也

此時始て四本龍寺の舊社を本宮と称し遷宮の社頭を新宮と號し奉るといふ又其後も十三代の

座主光智坊聖宣の時仁平三癸酉年秋八月より霊験又五十年を
歴て嘉元四庚午年座主玄智坊法橋隆實再當の鎮地常行堂の邉へ
遷し奉る是を神威穏ならざるゆゑ変易に解くへ遷し奉る今度は此
所を不易の社地と定め永く神威を鎮め奉らんとて太平祈願し
て法華八講其外種々の法施を奉り崇敬厳なりしかど却て神鑑
に愜ざるにやありけん頻に荒ぶる事息ざりしまで山徒悉恐怖し
て皆遷宮の事をのみ思ざる事月を追しけるが時至りて二十二
代の座主但馬法印辨覺朝に光明院の座主号を得て将軍家の
寛朝に御帰依殊に厚かりしかば遂に再遷宮修営の事を黄金に請て
建保三乙亥年今堂の西に新に社地トして神殿を造立し奉り
る今の拝殿の地なり此地を実に不易の鎮地なるまで是より荒ぶる事も息
て神慮にかなひけるにや鎮り給へり建保三乙亥年より今に至るまで

凡六百二拾余年に及びぬ抑此大権現を日光地主の霊神として
天下の治乱土の冥衛に係らざる事なく海内の吉凶をも示す此
神の霊鑑に漏らざることなし実に霊験の著き事往古より
挙てかぞへがたし今其一二を記して神徳を宣揚せば人王五十

二代

嵯峨天皇の御宇大同年間尚侍藥子藤原仲成等の叛臣
太上皇を擁し奉り御謀叛を勧め奉りて軍旅を東国に揚て天下を
謀らんとせし事あり　朝廷へ聞えければ急ぎ三関を塞ぎ固しと群
議ありて坂上田村麿を追討使に撰み仲成等を追伐せらる此時当
社へ勅使を差下され朝敵退治の懇祈を仰せられければ神験著
く遂に謀臣仲成等誅に伏し
上皇も御落飾ましましければ茲に於て動乱悉く静まり四海安

寧に帰せり
帝まるゝの尓當山の神験を叡感ましく勅使下向ありて日光大権現へ
正一位勲一等乃位階を授け給ふ其後また北國乃夷賊蜂起せし頃
坂上田村麿承て節刀を賜り發向の砌田村将軍こゝかしこ當社へ
朝敵退治乃願書をおさめられ出陣せられ速しに夷賊悉神助に仍て
平治せしかバ田村将軍大いに神徳を仰ぎ鞍馬弓箭甲冑等を
権現乃社頭に献じ神徳を感謝し奉り帰洛の上此旨具に奏聞を
遂られしかバ　朝廷倍ゝ當社乃神徳を叡感ありて武藝相撲等
陸上總下總大箇國乃貢物等ゝ三分一宛永代日光山へ寄られ候由
き旨　勅詔有しと以つてまさ
高倉院の御宇元暦元年二月右兵衛佐源頼朝が平氏討罰の事を
當社へ祈請しあひしか遂に幾かどもなくして平族を西海に追

討し源氏一統の世と成り騰日本國總追捕使に任ぜられ日本國中
を掌握せられ國郡に守護を置き荘園ごとに地頭を補し日本國中
寔におひて始て武家乃世となりしかバ全日光乃神助に依れり
出て下野國の内大野大井の両郷を大権現の燈油料に寄せ給ひ猶
て一國の地頭並に家人等を日光の所役に宛給ふと扨又文治五
年奥州の泰衡征伐乃砌もまた御願を當社に籠られ候に終に
く討平げ給ひ頼朝卿喜悦浅からず神贄を備へ御剣を奉納せられ
れる上肥前ゝ国知行を御役として那須庄乃内五箇郷を以て毎
粢神饌の稲料に宛給ひ又森田日向の両郷をして永代日御供
料に寄給ひまた法華三昧料としてまた當國寒河郡の内寛田十五町
を寄附せられ建暦三年五月和田乱乃時日光山別當辨覚御所乃
御味方に参られしに依て御感の上宣を蒙りまたとして九州筑紫

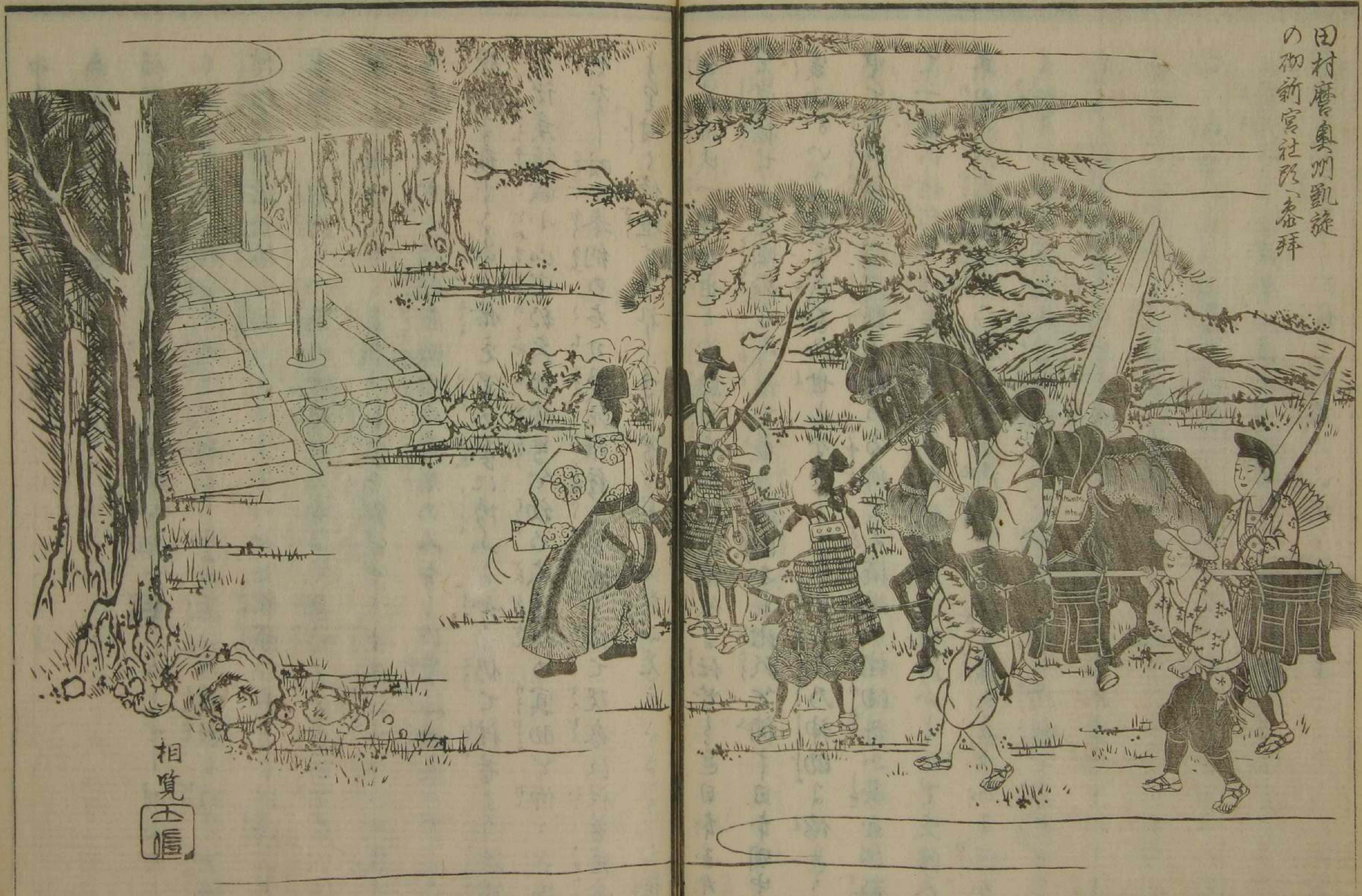

田村麿奥州凱旋の砌新宮社殿へ參拜

みなく土黒の荘を掲ふる後
亀山院の文永年間
後宇多院の弘安年間蒙古の異賊本邦を襲はんとせし時当度と
りに日光座主勅令を被り大衆こぞりて当社の神殿に於て異賊
降伏の祈祷丹誠を抽で迄らるる一七日結願のあしさ社壇三度
震動して忽然と一筋の神鏑西に向ひて飛鳴し去る所を志らず
爾して後ほどなく異国の軍船悉く漂没せし由当社の旧記に載さ
りといふ世々の朝敵滅亡の奇瑞のみならず霊験威徳八方に及
懇祈に應ずる事と恰も響の声に應ふが如し仍て往昔より近国
の諸侯結城小山宇都宮那須等を初め大檀那の冥助を仰がざるは
なし時々奉納の太刀曼陀羅種々宝物と成て現存は往昔鎌倉
より時々修造せられし年月等も具に旧記に見えたるよし之鎌

倉も元弘正慶以来を一旦亡国となり貞和観応の比を足利公方
家鎌倉に御所を構へ玉ひあれども戦国の弊端多く国々保
保合戦やまざれはいつしか社頭修造の事も思ひ動もすれば神領
の田畠山林も侵掠せられ殆ど当山衰廃せり爾のみならず織田氏
豊臣氏の為に佛寺を破却せられ神領をも悉く削られたるよし式
時に至て往古一山廃頽し神護慶雲以来連綿たる法燈も既に消
滅すべかりしに天運循環し慈眼大師当山を中興し給ひ
大神祖君の神廟始て鎮座ましませしに及び絶たるを継ぎ廃れたる
を興させ玉ひ元和三年新に当社を再建ましまし唐門拝殿御饌殿
等に至るまで悉く御修造ありて御願主たり
大相国家 台徳公 なり又正保二年に至て御修営あり 御三代将軍
左大臣家 大猷公 御願主なり此社地の間余々の山際へ引遷らる

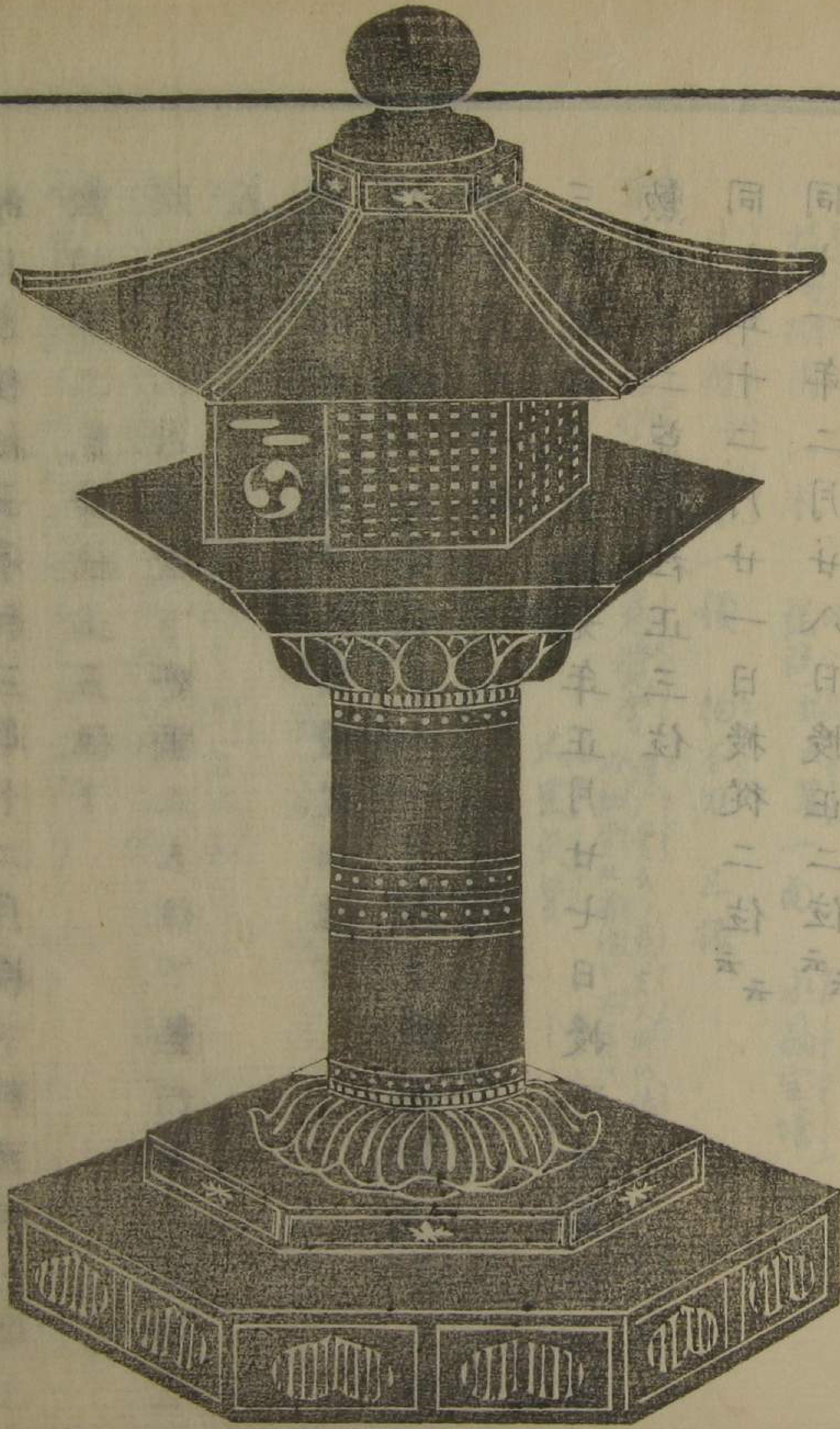

せより此度日乃御造営の時本社拝殿倶にまた山際へ引て修造
ありしを其までの本社を即今の拝殿の地なりといふ
新宮社前唐銅大燈籠　總高六尺許丸柱に銘あり

奉冶鑄
新宮御宝前　御燈爐一基
右志者為二世悉地成就圓滿也
利益普及群類矣
正應五年壬辰三月一日
願主鹿沼權三郎入道教阿
清原氏女白
大工常陸國三村六郎守季

續日本後紀云承和三年十二月授下野國從五位上勳四等二荒神社正五位下
同八年四月奉授下野國正五位下勳四等二荒神正五位上
同十五年八月廿八日授從四位下
文德實録云天安元年十一月在下野國勳四等二荒神充封戸一烟
三代實録云貞觀元年正月廿七日授下野國從三位勳四等二荒神社正三位
同七年十二月廿一日授從二位云云
同十一年二月廿八日授正二位云云

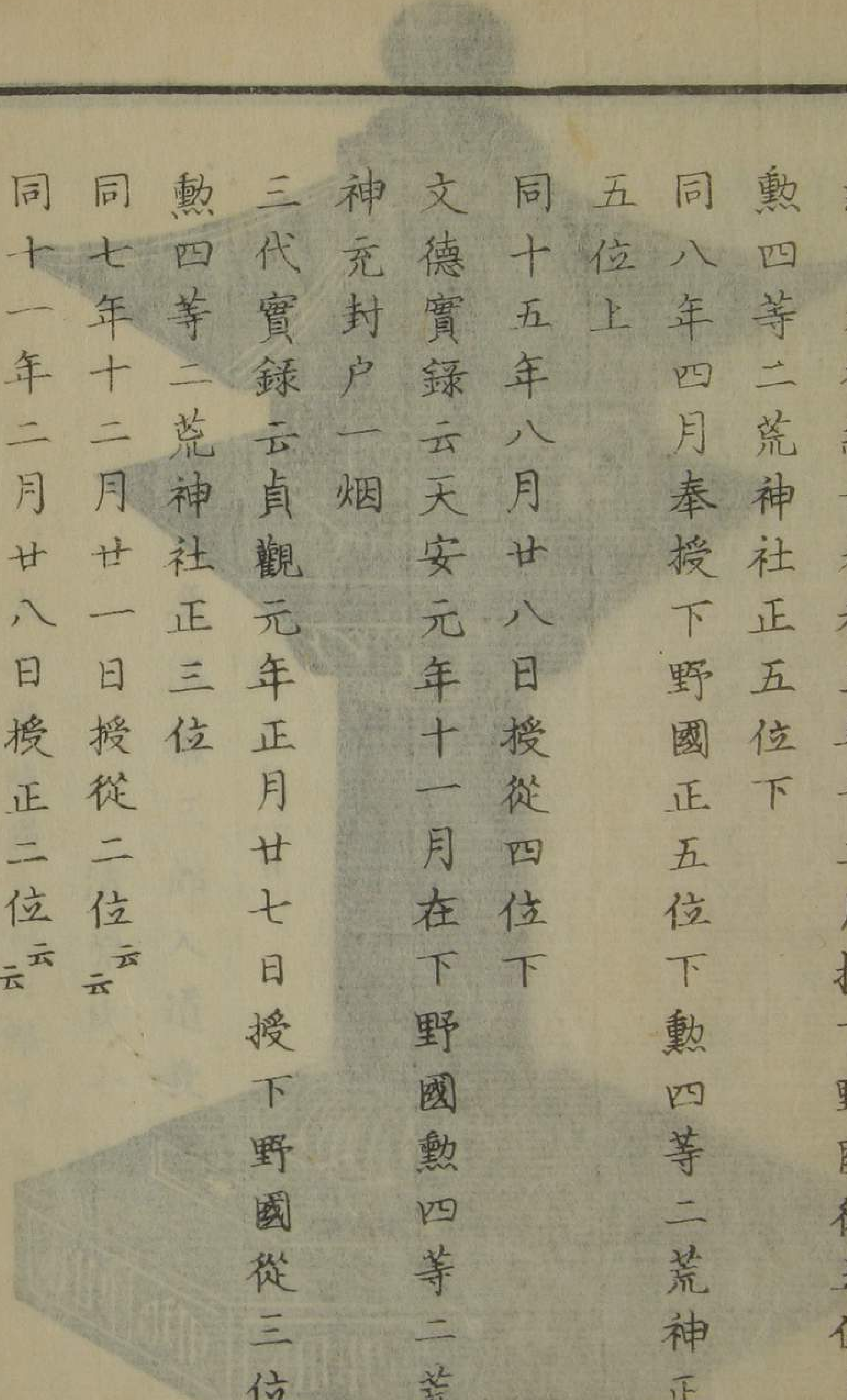

神寳　瀬昇太刀　鞘皮巻一腰　狩切丸鞘皮巻一腰
枝珊瑚樹一本　琵琶銘玉簾一面　水晶宝塔一基
小山氏鎧金小札一領　柏太刀三振
末社　金剛堂　慈覺堂　護摩堂あり慈覺大師の像 不動堂卅番神を安置す　毘沙門堂
山王社　阿弥陀堂　大黒天堂　十八王子社　以余ハ略之
例祭　二月朔日二日なり年ニ依て町々より邌物成て祖云附祭
等を出せり依て有る時ハ二月廿七八日頃より邌物等おりひく
の戯藝を施し音曲を交へ乱舞さまざまの態を尽くし二月朔日まで
町々残引渡し二日未明ニ新宮拝殿乃前ニて毎町携りあるを引
来り皆々其藝を尽くし其辨石町の方より之を毎歳恒例として奴続
出せり辨石町稲荷町など乃者ハ是を役とし右奴赤奴と二行ニ
立て装をなし面辨手足彼色とまりまる其色を分ちて信行真瀧尾へ

渡御ハ二月廿八日の未の刻にて還御ハ三月朔日の午の刻なり
其物神人供奉し神輿を拜殿へ出し奉り翌二日神輿本宮へ渡御
供奉の行列数をしらず行装を尽し本宮れ社頭にて古例の祭儀
をとりて各神輿を旋く

新宮神輿錺の銘

銅細工比氣彦左衛門尉行久　沙弥正道　沙弥乗蓮

野州小山大正持宝寺　願主佛蔵坊能應

康應元己巳八月日

延年舞

此踏舞乃ことを当山乃旧記に載ぐるに古実乃来由ふかく事
伝ふるハ古慈覚大師異邦より将来したまふ秘曲乃舞なるを嘉祥
年中当山の大衆へ伝へ玉ひて摩多羅神の神事れ秘舞としたまひ
来歳歳臘月晦日乃夜より正月七日の間を常行堂にて修正會と
称する奥秘の法儀を修行の砌日く延年舞を奏し天下泰平の
法楽に備へ奉らるる事とぞ中興座主辨覚大僧正の時大衆
と議せられ始て正月二日の神事に移されけるなりとぞ往昔ハ
叡山にても慈覚大師伝来したまふ舞なるゆゑ毎年修正會に此舞
を奏せられしよし今ハ叡山にもたえて当山にのみ伝く千古の
星霜を經く修せらるる秘曲乃舞なりといふ又四月十七日御旅
祭の砌も新宮の社前にて此踏舞終りて渡御神事を始らるるなり

教旻座主墳墓

御宮別所大楽院境内庫裡乃辺に塚あり往古より伝へて教旻座
主の墓なりとて不浄を禁じ崇敬せしむ此所近き所に勝道上
人の墓ありしも往古より小笹原の地なりしを(?)事なる(?)し勝道上人
十弟子の中に教旻と道珍を上足乃弟子なりけるよし道号若

の補陀洛山へ跋渉の時も世留弟子和尚乃俗姓に附て上人と號
旻を徒弟あるよしにて仍て勝道上人を開祖として號旻ハ當山の始
祖と称し第一世の座主職なり神社考に宇都宮公綱といふを號
旻座主十八代乃孫なる由記載られども據とする所その勝道も
號旻も大中臣姓なるく宇都宮の家ハ藤氏より出て粟田口関白道
兼公四代の孫宗圓座主より出て家をおこし宗綱より公綱迄
を凡九代にも及ぶ事是を系圖に見えざる所なり神社考の説も
誤りなる歟

佛岩 東谷より續き寺院坊舎わり佛岩といふを山際に佛像に似
ある岩二つ四相並びしが古山崩して往古の佛岩もうせ今なきよし
を述ども是を回くより地乃名となせり是より瀧尾への本道にて社
頭へ至るまでを凡八町ほどより平坦にして漸く登りて社頭に至
石階あり

開山堂ハ 地蔵堂とも唱ふ六間四面赤塗間ごとに窓ありて四面に扉
あり宝形造東向本尊地蔵木座像ハ尺許運慶作なり堂内に開先
院といふ額を掲ぐ古延を
御座主宮公遵法親王乃御筆なり石戸間須弥壇厨子へ勝道上人
乃影像を安し左右に十弟子乃像をも並ありて上人を地蔵薩埵の
再誕なる由にて地蔵を安置すといふ此所を上人荼毘の地なりと

釋書云。釋勝道。姓若田氏。野之下州芳賀郡人。早出塵
累。鑽仰勝業。州有補陀落山。峰巒峻峙。振古未有陟躋
者。道以神護景雲元年四月。企跋渉。路險。雪深。雲霧晦
瞑。不能登。止山腹。凡經三七日而還。天應元年。孟夏又
興先志。亦屈而退。延暦之始。季春之月。發大誓致勤修。

開山堂

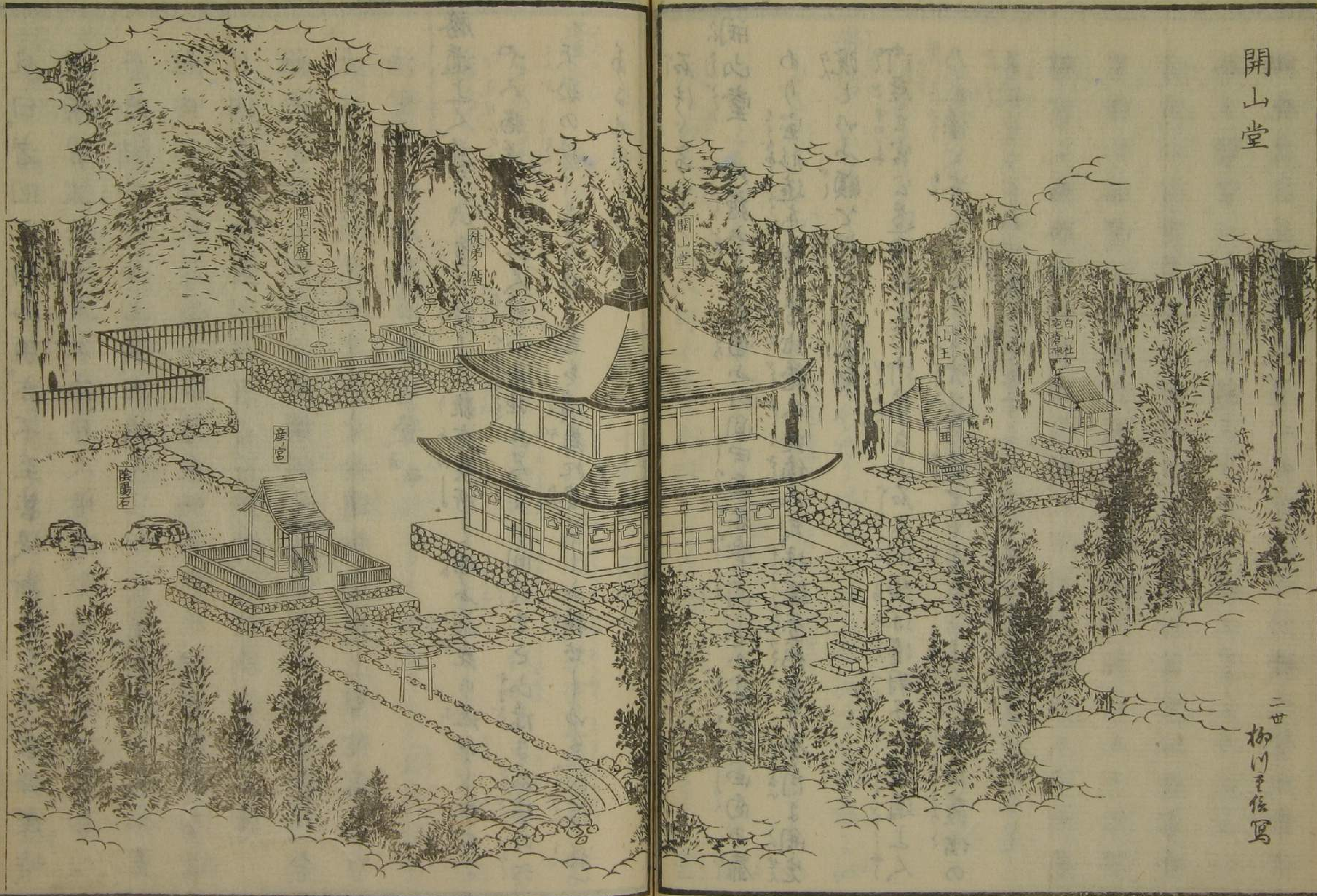

且曰。者回不到山頂。亦不至菩提。漸達于頂。衆峰環峙。四湖碧溛。奇花異木。殆非人境。道堅誓所遂悦目喜心。乃結蝸舎於西南隅。修懺又三七日。道。雖究山區。未盡湖曲。三年之夏。造小舡。浮東湖。西南北湖。備極游蕩。就其勝處。建伽藍。曰神宮寺。居四載。道。行與靈境並傳。桓武帝聞之。勅任上野講師。又於都賀郡。創華嚴精舎。大同二年。州界大旱。刺史令道祈雨。道。上補陀落山行法雩。甘雨速降。百穀皆登。云云

勝道上人墓 此邊を稱して龍布畏所と唱ふ荼毘の地なるゆゑなり又五輪塔高さ三尺許石玉垣九尺ほど一間程まへ山際に石像の六天部の據じまるゆゑ是を墳墓に安せしが據せしゆゑ山際へ移しあるりのなほすや

白山社　天神社　經塔　十王堂　陰陽石

産宮 開山堂の南にあり東向六尺社向拜附赤塗黒漆滅金の金ものあり欄干あり遣ひ口を掲ぐ石玉垣を廻らし社前に鳥居あり里俗傳へいふ姫媛の女子安産を祈るに秦のこまの形を作りて宮に香車とて社壇に納む近世平産すること妙ありとて数多納むる者あり出迸をいはゞ乃ちより里乃俗習にこの香車ハ向ふに奉る事なるの謂迹なるらん又此社の南に今ハ柵矢来を廻らし大楽院のうしろまで蒼茫たる地あり是を御遷座前まで一山衆徒の葬地にて有りしこゝに古此邊に釈迦堂并往生院といふ寺ありしを六供所と称せしに今の旧跡といふ其寺実に妙道院と浄光寺の像を合せるるべし

手掛石 稲荷門の前にある大石をいふ

飯盛杉 此杉を廻りて古木なり枝葉皆地にあり遠くに望みる時ハ

其形勢級を登るが如く見ゆるよりて名附けり

御神馬碑　是は慶長五庚子年濃州関ヶ原御陣の時此駿府に被為召御勝利ありし御馬なり元和丙辰年　薨御乃翌年当山へ放ち給ふといふ碑石瀧尾路の傍に有

御神馬之碑　高四尺厚一尺二寸余臺七寸台石三級 碑文大僧都の上綱なる人の文字也

慶長庚子歳於關原之御陣馭於此馬所擊於凶徒兵
元和丙辰　大樹薨御明年放馬於此山歴於十有四
歳寛永庚午歳斃於槽櫪之間于嗟這馬也駿足千里
初沛艾後欵段非於其性令習而然乎所謂不立厩於
寺厩於屠蒼犺猶守壚白澤復望門或人聞於馬之來
由延寶六戊午歳樹碑於塚欲其名跡久不没也看者
其致思焉

此碑は梶氏乃造立せられしものなり

拐御門　此所を瀧尾の総門とす素木造佛形より左の方ハ　御宮奥の院山乃懸崖高さ十丈許瀧尾は当番所の邊へ續き右の方を稲荷川の流れなり老杉雑木路を掩ひ社頭に至るまで幽邃にして日色を見ず盛夏の時といへども此境へ入ば凄涼たる由是ゆゑの法かうし苑界をとせる此神境を当山第一乃霊地なり

下乗石柱　路傍の左に建り

唐銅地蔵尊　長三尺許座像路傍の右にあり

山王社　向拝造前に鳥居あり

不動堂　本尊二尺許二童子より小運慶作也迄より石階凡六十級を登る坂中に燒不動といへる石像一尺五寸許なるあり其余三寶荒神金の石小祠あり又坂下に五王の石塔并熊野社などもあり

牛王橋　瀧の下流へ架掛し石橋をいふ

瀧尾瀑布　白糸瀧ともいふ不動堂の後背なる岩上より凡二丈餘飛流する形勢数流にわかれ素糸を発流するに似たりと又此瀧を索麪瀧といふハ誤なり索麪瀧は含満淵にあり夜の山谷を索麪絡といふものに見えたり

回國雜記云瀧尾と申侍るは無双の霊神にてましくける飛流の姿目をおどろかし侍りき

世々を經て結ぶちぎりの末なれや此の瀧の尾乃末の志らいと

別所　石階数級を登り右の方にあり則ち日光責の道具とうけ奴が家の別所を衆徒中より交替りに勤務す御宮の社家二手なるより社務を司る故日光責といふを此別所より濫觴せし来ともいひ侍る里諺にいへる乃ちまた地蔵人間に変じ来りて索麪をもてはやしたるを責しより始まれりといふ或ハ豁ぶしなどいふものもあり

別所の庭前に出入の門ありて又額の間といふもあり是を弘法大師書玉ひし女體中宮の古額なりとや今楼門に掲げたる古額を摸したるものなりとぞ宝物に古面多く其中に深秘として見ることをゆるさざる面あり

柳瀧尾を弘仁十一年七月廿六日弘法大師始て当山に下向し玉ひ先日本鉢寺の室に入給ひ上人の坐前数是道珍等其餘の徒を伴ひ瀧尾に到りまふに瀧頭々乱糸に似たりとて是より白糸の名起れりとぞ嶺を女貌山と名附たまふ其形の伏亀に似たるを以てなり空海和尚境地の霊區なるを感じ玉ひ大杉のもとに庵を結び壇を設て仏眼金輪法を修し給ふ事一七日夜池中より一白玉出現す是則天補星なりとて祀りたまひ小玉殿と称する是なり又も勤行せられしに天より一白玉降り来て水上に浮び我は妙見星

瀧尾靈神影向之圖

あり公が請に仍て今来下せり此所を我が住所にかへらば此上に
女神の霊神となり此地に祝ひ奉る事し我をして中禅寺に安
住せしめば末代まで人法を守護せしむべしと語り畢て見えざれば依
て中禅寺に崇め奉りけるに尊星乃告によりて修法し霊神の影
向を請ふに忽霊神化現し玉ふ其貌天女の如く端正美麗金冠
瓔珞を以て荘厳に飾り其身扈従の侍女前後を囲繞し僮僕左右
に充満し異香紛紜として霊神出現乃尊容を拝し心願満足す即
窟上に社殿を造立して勧請し手書額題し女體中宮と云く
道珍は宝を附与し是より道珍を以て瀧尾上人の元祖とせ

石鳥居　楼門乃前廿間許を隔つ此鳥居は梶氏建立なり

影向石　別所の西の方にあり上世女体神影向を弘法大師の拝し
給ひし石なり五尺に四尺許なる石なり

経筒　此銅器は文政六年九月別所の西乃方に影向石ありこれより
楼門乃道へ出る傍の石乃下より出現せしを以て是往古を今の別
所の辺に社所ありしが稲荷川度々乃洪水に山根を崩したるゆゑ
正保二丙戌年毘沙門堂公海大僧正御建立まで社所造替の砌
古此別所の地へ社所を引移し並び旧社乃跡へ別所を建置かれ
といふ

外筒

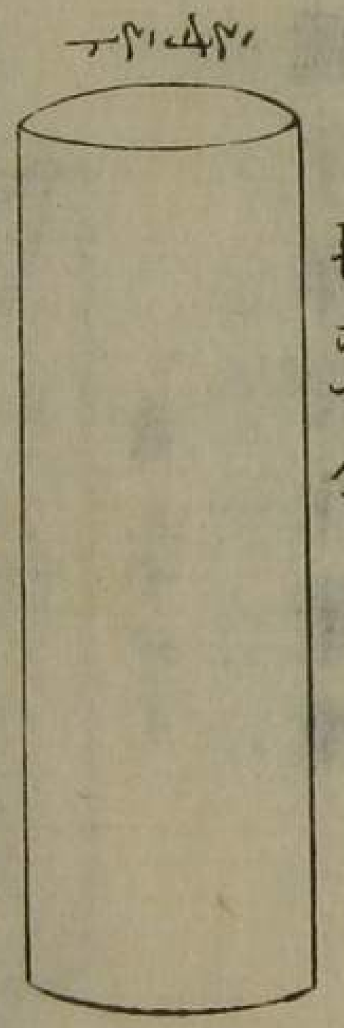

長六寸余

銅筒此中に又経筒を納めあり其経筒に銘ありし是を
外筒なり無銘此蓋に丸鏡を以て掩ふなり別所に
置けるは何ものか其鏡を奪ひしといふ

内の経筒銅に滅金し銘文彫附あり中の経文紙に
絡の如く文字知れず

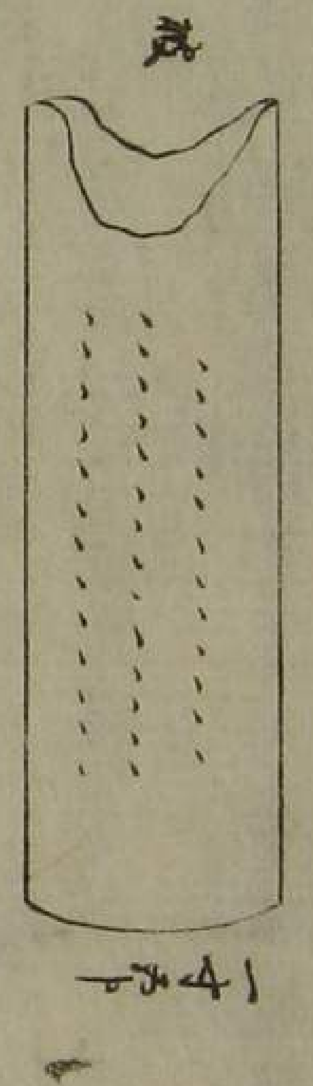

銘文

下野國宇都宮住覺源
維刹女且那殻壁法印奉納
大乗妙典六十六部内
三十番神法政禪門
大永五年今月吉日

此経筒は外筒なり銅滅金前の経筒と装作同じ彫附
たる文字なし

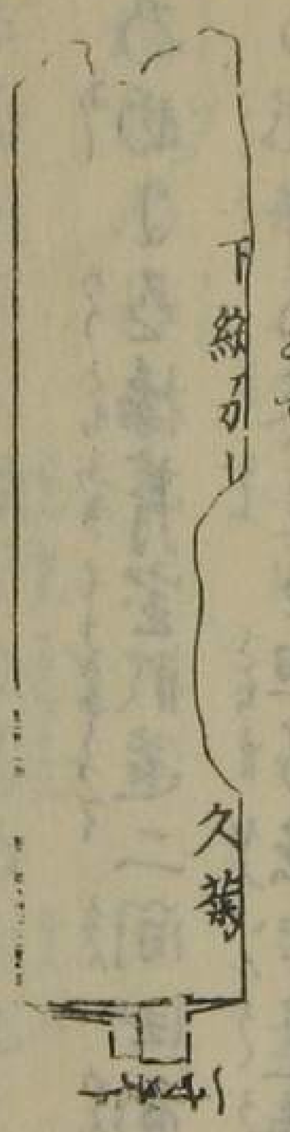

銘文

下総刕北イトト土久藝
羅刹女且那下総國旮懸庄
松本民部少輔宗善
奉納大乗妙典六十六部内
三十番神大永霊月吉日

鐘撞堂　石鳥居の右にあり旧趾鐘は正保四年比鋳替なり
二王樓門　銅葺赤金彩色彫物あり二間に三間許表に左補右弼裏
に風雷乃二天を安ず楼上の檐下に弘法大師の手書女體中宮の
額あり写を次に出せり

拝殿　翔葺三間に四間黒漆上薬外赤塗縁側高欄附なり

中門　素木造板葺左右石玉垣矢来乃内に矢篠を栽より

本社　巽向翔葺二間に三間大床造三扉黒塗滅金錺正紋の額三面鰐口三ッ掲ぐ玉垣乃内を丸小石を敷より総赤塗向拝造彩色彫物高欄二重露木方七八間許

祭神　田心姫命の垂迹本地阿弥陀佛鎮座は人皇五十二代嵯峨天皇の御願剏にて御造立といふ

禮拝石　本社乃前中門乃内にあり長三尺余横二尺六寸許の平石巡りに手摺矢来を設く古俗いふ一名を眠石とて日光責にて気絶せしもの此石乃上へ運ひ来り暫時に忽蘇生すといへり俗談なれぞ見ひぐらし

千手堂　本社乃西にあり檜皮葺宝形造二間四面黒漆本尊千手観像六尺許開祖上人の作堂の奏立を但馬法印覚海阿闍梨剏建也といふ

本地堂　本社より西乃方二間四面赤塗椽葺弥陀観音勢至乃三尊を安ず恵心僧都乃作なり

根本堂　本社の西にあり根本日満乃本地として弘法大師大日如来を手刻して日満権現と崇め給ふといふ

子種石　子種大権現と唱ふ本社より西の方前に鳥居あり石の大さ六尺に七尺程若ひして巡り凡二間許に籬し石玉垣にて巡りを囲。子なき婦人この石に祈誓すれば必ず効験ありとぞ

酒乃泉　本宮を切懐池なり池中に辨天の石小祠を安じ社右泉塔とをいへる由径六七尺なる小渠あり九尺に一間許なる埒垣を巡らし或説に古此池中より酒涌出るより名附といふ

三拾番神堂　四尺社赤塗鉄塔の並びにあり

三本杉　奥の院神木なり本社より後に当り玉垣を巡らしてこと

樓門ノ額
弘法大師筆

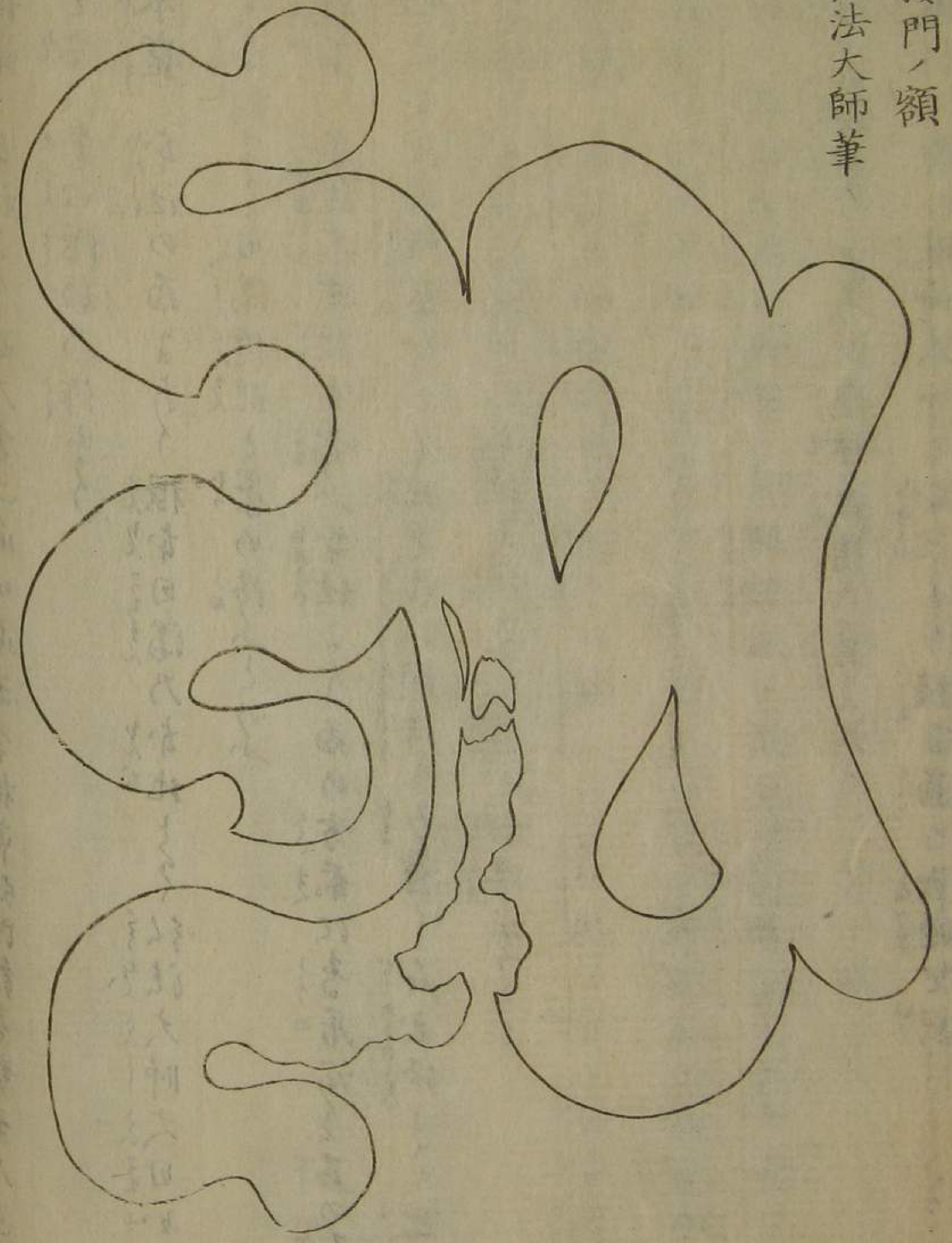

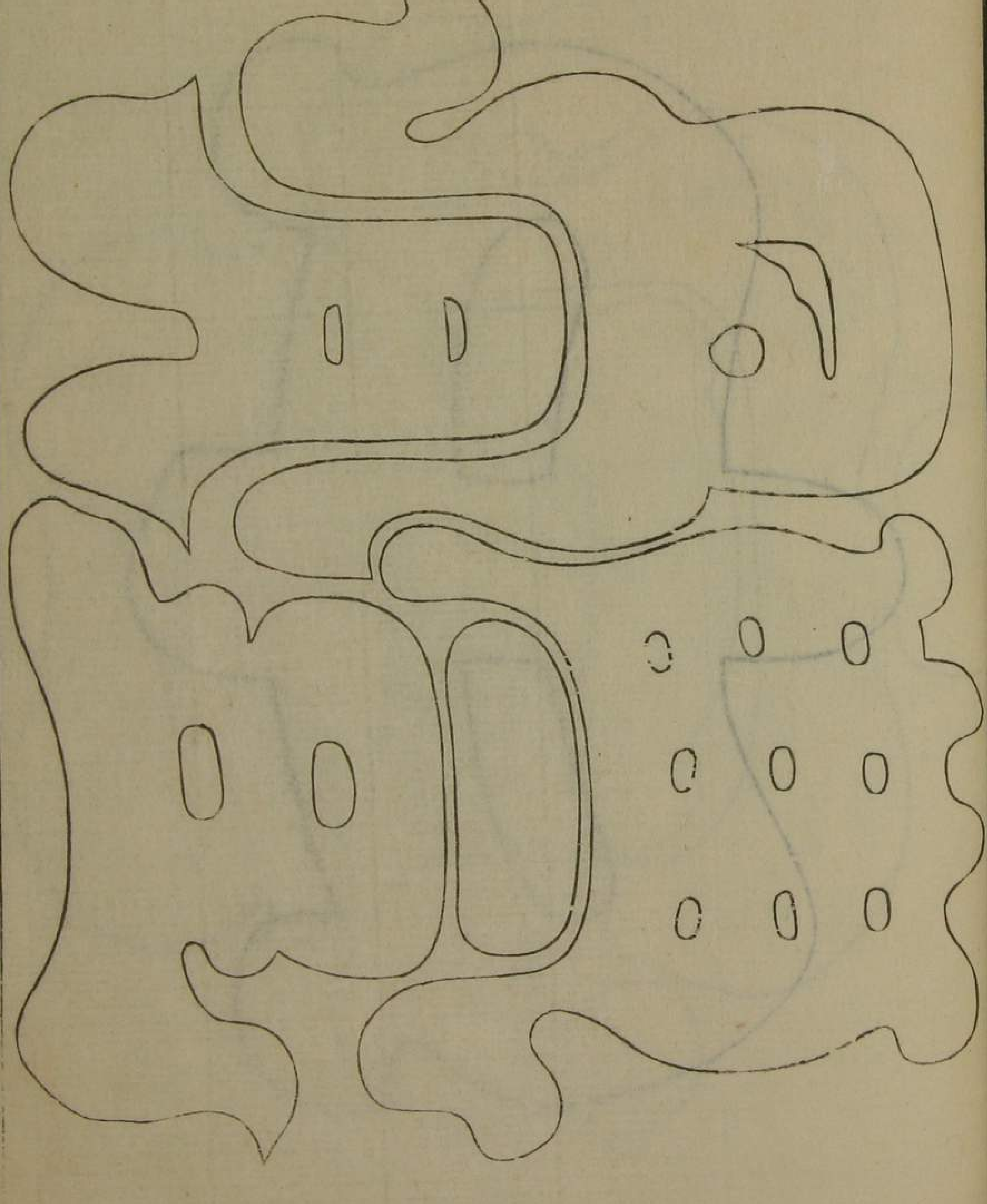

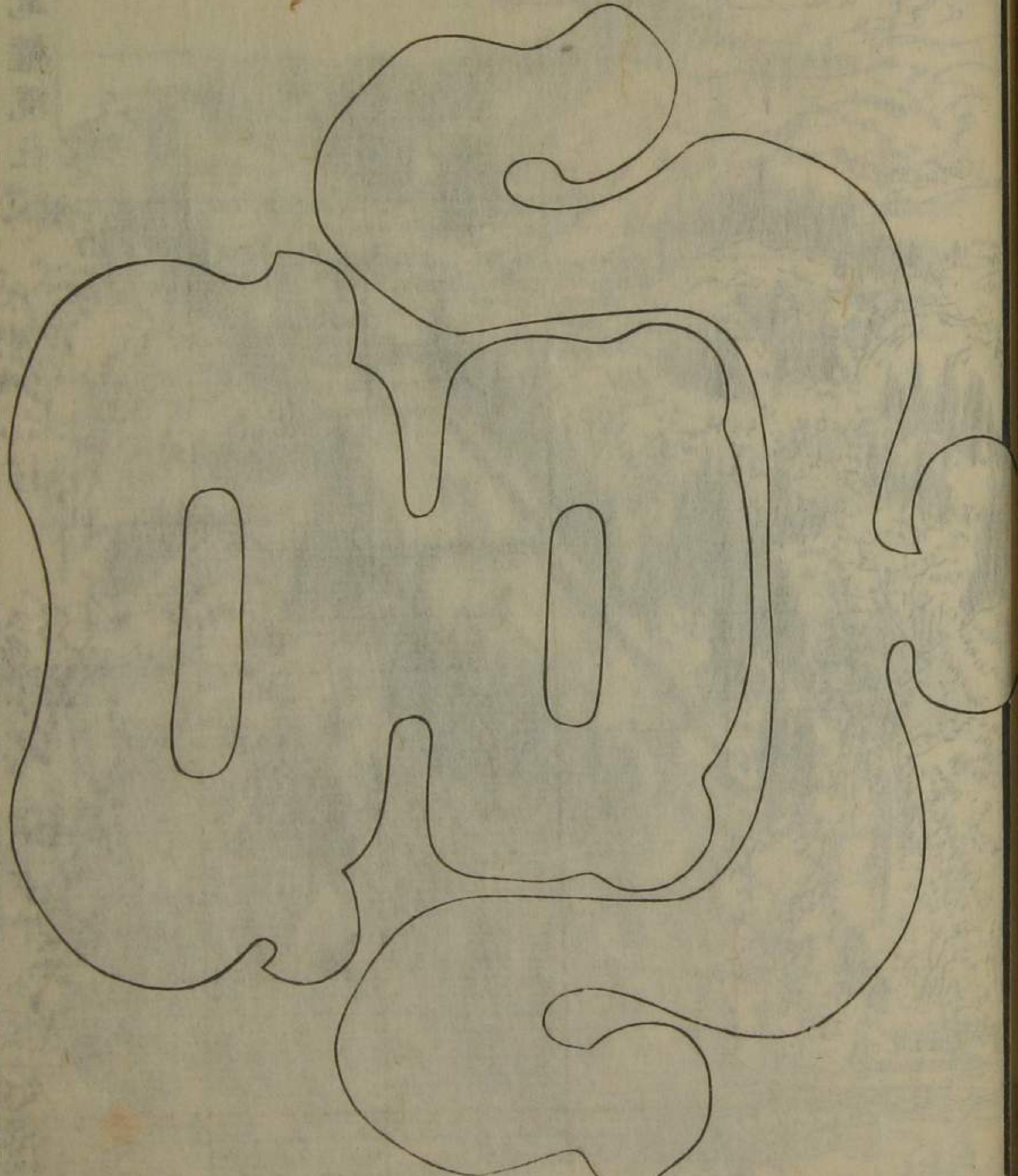

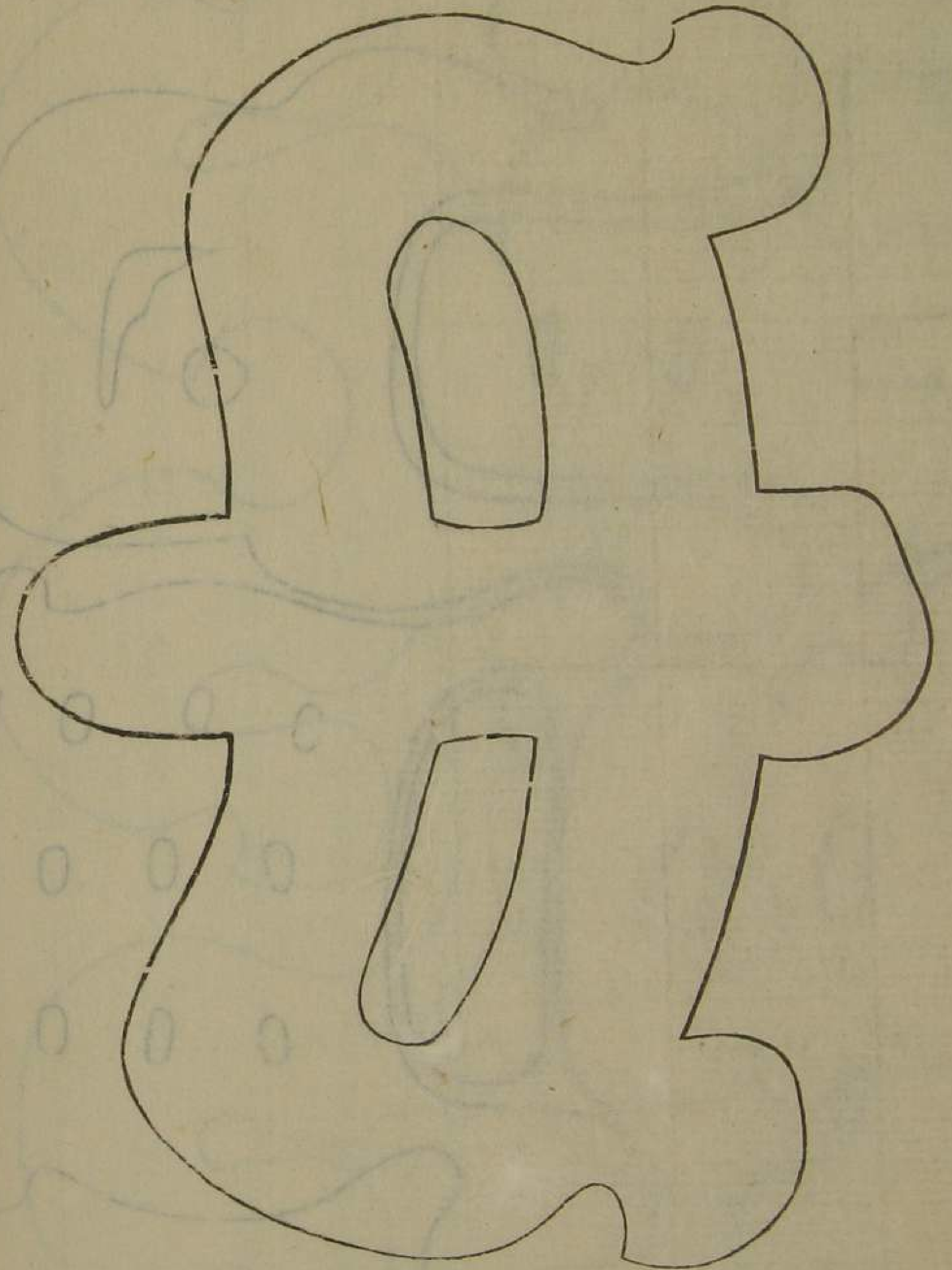

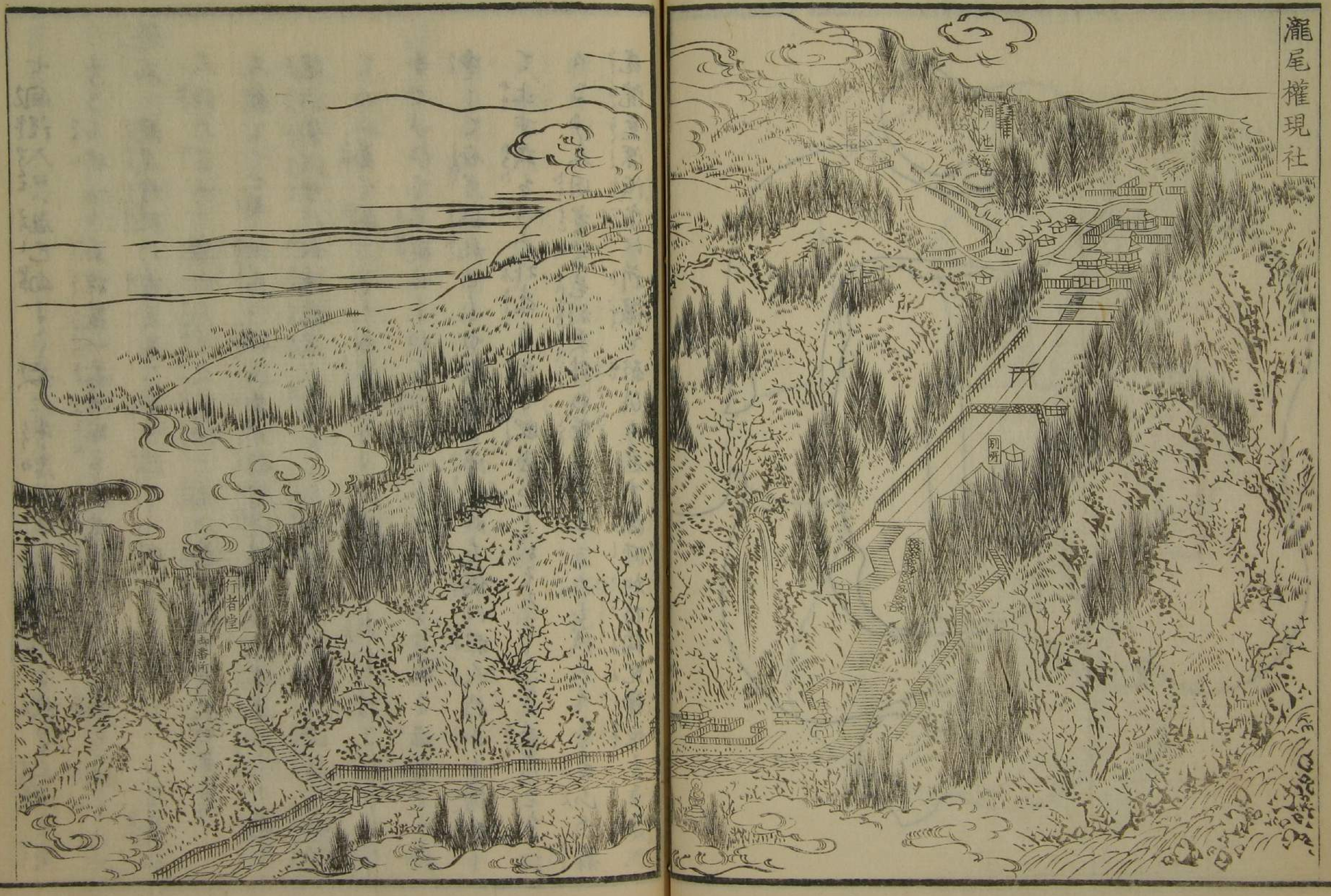
瀧尾權現社
酒ノ池
別所
行者堂

七間程入口ハ辰巳向きにて前に鳥居あり玉垣の内に凡そ三百と号
せる石碑あり石燈籠一基此所は瀧尾権現出現し給ひし地といふ

碑石 瀧尾権現の霊異なる事を銘せし碑なり又昔むかし長さ三
尺程の石あり障利三百大荒神と唱ふ其大略は寛文七年四月
大猷公十七周御忌の御法華万部会御執行有徳群参山門の鶏頭
院山伏法印の奴僕瀧尾に来りて三本杉を見て大に嘲哢し嘲笑
ていふ兼て聞しよりも高大ならず中なる杉は殊におとれり
などいひて不敬せしかば其言いまだをはらざるに後背より悪
寒して忽ち悩乱せし由宿舎に帰りたれど偏に狂人の如く譫言し
て止ず我を此ふ神来て我を睨ゐとおそろしくこそ奮ひたる紀
なる由其同宿等是訓是神の祟なるべしと彼をりて台山の静
光院覚深法印に祈禳を頼ひ為遣す深師加持補呪読経せる事あ

日に及て漸威霊退去して其時深師奇状神徳を歎美し事実を
擇録せしこともぞも言辞委詳なるが由其霊記乃一奇事
天聴に達し霊託記一巻を奏し奉り其後宝永三年六月水
府の館壁なる者忽ちが編書して雕する碑なり其銘文ハ茲に略せ

鎮火祭 御宮の社家二蔓の持として当社乃事を司り毎歳正月朔
旦未明より 御宮御儀式有る由 御宮より宿所へ帰り更より当
社務礼に来る由也必ず黄昏過なり終るに先達て各社家不化て来り
饗應に逢ける由也其以来ハ実の社家来るとも松葉を以て燻す
とハ是を狢いぶしと名附し由里俗の諺にいひ傳ふ

悲念橋 三本杉へ至る橋をいふ

妙覚橋 子種石の方へ通ふ橋なり

等覚橋 右同所より下向道の橋なり各石の小橋

多寶塔　本社の左の方にあり堂一間四面内に塔を並塔内に
羽像乃普賢を安す其扉に漆銘文並号を次に出せり

寳物

佛舎利　一粒宝塔に入　弘法大師書六字名号　一幅
大錫杖　一本　建久三年三月十五日筑紫阿弥陀上人寄納
瀧尾建立記　一軸　勝道上人遺弟道珍僧都書
石劔　金襴袋入　一振　太刀　三振
般若面　天正十二年四月大島丹後守宗久寄納
定順作面　永禄三年清原徳春寄納
阿弥陀経　一巻　百廿行　伏見帝御宸筆
化城喩品　一巻　三百卅七行　後伏見帝御宸筆
不軽品　一巻　百廿八行　後醍醐帝御宸筆

御手筥　安貞二年平朝臣助永寄納
尺鶴之面　右御手筥の内にあり
翁面　右同
右劔左劔不動尊　草書　二幅　弘法大師筆
般若心経　右同筆
不動尊　木立像二尺許　右同作
毘沙門天　右同　右同作
三尊阿弥陀　恵心僧都作

此外宝物数多あれど枚挙するに遑あらず

筋違橋　此本宮境地乃限にて是より下向道なり此橋を御用水路
にて是より瀧尾入口ゆゑ大小便其余不浄を禁ず前の方に石雁木
を上れば行者堂乃前なり此行者堂道の山より白糸瀧の上なる

鐵塔高一丈許

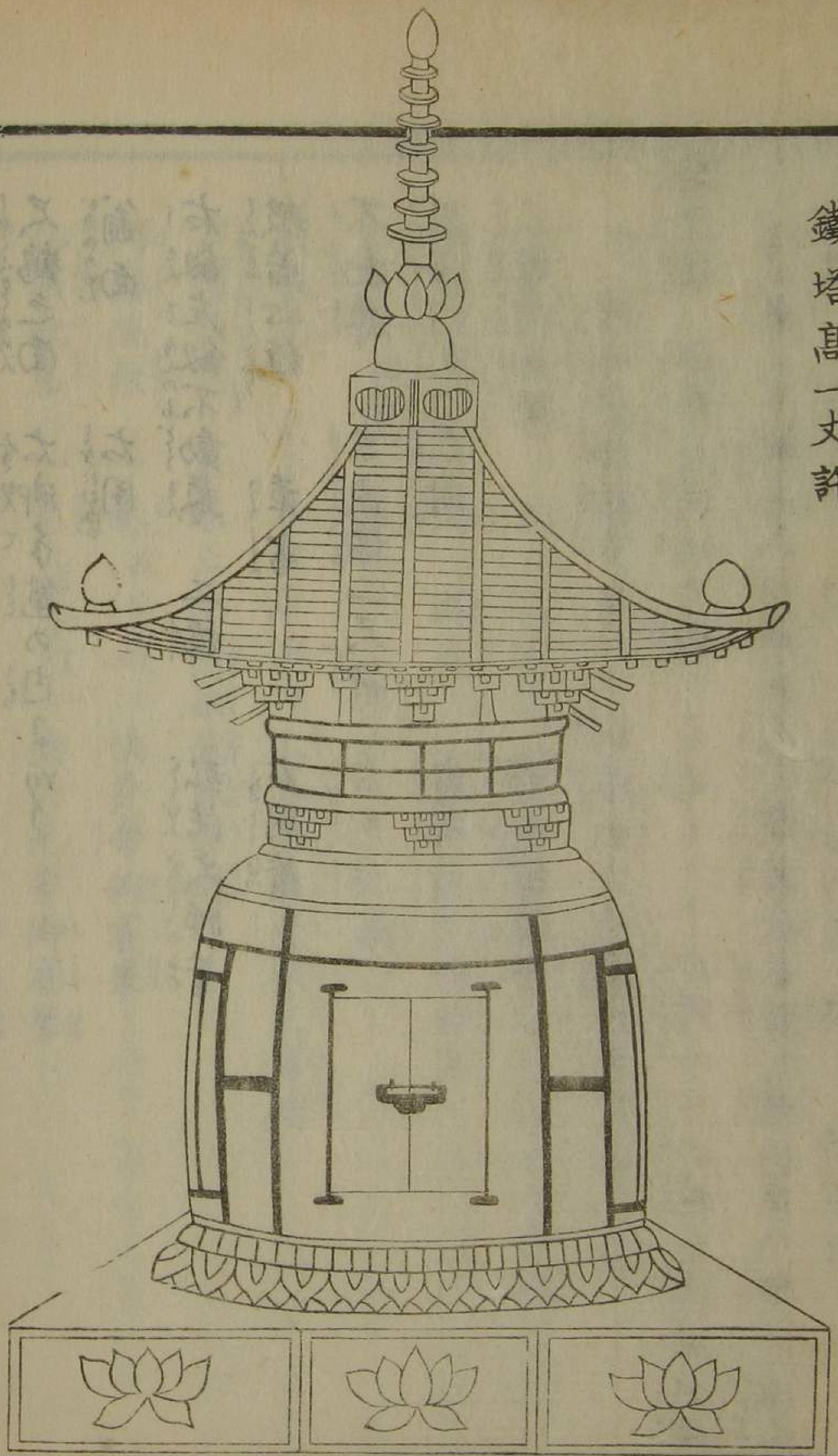

鐵塔ノ脇ニ銘アリ

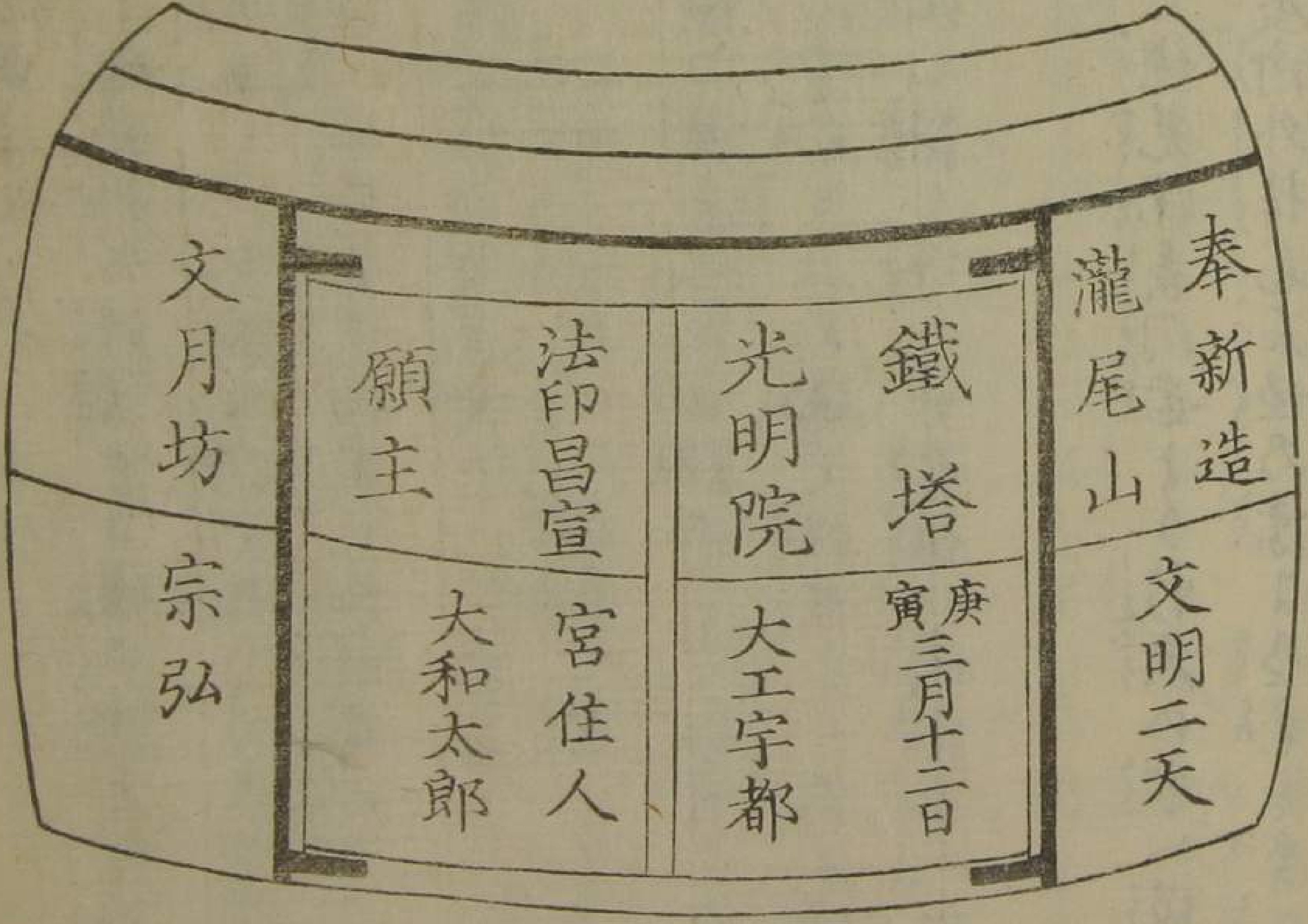

峯を古より阿弥陀が峰と号すといふ

行者堂　此堂の辺より奥峯修行の禅頂する道の始なり路より
も東の方に法華堂あり是を　御宮奥院御山続きなれば其警衛
の為に番する行者堂には役小角并前鬼後鬼の像運慶作なり是よ
り東の方に石雁木数百歩を下りて霊水有

薬師霊水　石坂路の山際に水盤を並て中に清水を湛へたり眼疾
を患ふ人この霊水を眼に灑ぐ時は効験ありといふ是より少坂
路を行て道の中に堂あり堂内を三尺通り往来とし右に壇を設
て薬師を安し左に縁を張て縁り所とせり尊像ハ開祖上人の作に
て霊験の尊像なりといふ

地蔵岩　瀧尾下向道を出て龍光院表門前より新宮の方へ坂路を
下る左の方にあり　御霊屋御外構高石垣の際にあり是を鼻祖道公
神護景雲元年四月二荒の絶頂に攀登を企て此所に来りたまふに
岩上に尊容現じたまひ上人を慰諭したまふ所とて或ハ地蔵影向石
とも称し此岩の側に地蔵石と銘せる碑石を建たり後に延宝
年中阿部空烟の墳墓を御外囲の内へ造立し此地蔵岩の前に置り
程近きゆゑ阿部家より石座像の三尺程なる地蔵を造り此石上
に安置せしを古人皆称して空烟地蔵と唱ふ亦彼家より常夜燈
の石燈籠を傍に造立す

慈恵大師堂　新宮社地の後山の上にあり傍に寛永十七庚辰年
天海大僧正
御当家若君御誕生の御祈願として大僧正手づから縄を曳て当
堂御建立なり南向（二間ニ三間）堂内を三分になして中の間正面一丈四方
の方に須弥壇を設大師の真影を安す（石像なり木鑰燭臺）東の間七尺通

須弥壇を揲へて正面の羽目板に将軍地蔵并を図画し西の間にも同じく
壇を揲へて正面に大天狗左に役行者右の方に牛若丸西の羽目
には八天狗東の羽目には大師の真容並二童子左右各絵而了録法
橋の挙あり本堂の南四間余去て拝殿を設く三間 四間 大僧正天海御篭
所とせし時寛永十八年七月下旬の頃より
若君御誕生の御祈祷として本堂中央に行法壇を建て大僧正慈
眼御執行同左右に壇を設て当山の衆徒并東叡山より供奉の
徒各代るがはる慈眼御執行なり本堂拝殿の南間中際を柴燈壇とし
て一坊八十口護摩修行山伏法螺貝の音響き山上山
下に通徹せり大僧正を新宮并
東照宮の御祠中に籠し抽懇丹精誠給ふ御祈祷中 上使として
中根氏登山同八月三日

若君御誕生御祝の 上使宮崎氏登山せられ御祈祷中種々霊感
の奇瑞ありし事を大師御修記録に詳なり其後拝殿を相除かれ今
本堂の左此堂内に天狗の絵像あるを此を天狗堂と唱ふ此堂の
地を 御宮続の山上にて平常の参詣ありがたし
常行堂 御霊屋二王御門前南の方に常行法華の二堂相双び東の
方なるは常行堂西の方なるは法華堂なり銅葺二重南東赤塗欄
間彫物彩色十間に五間也当堂の御ひざを山上へ延ぶれば慈眼堂へ
至るまで当堂より通行すべき設に歩廊を渡せり堂内奥の方は宝
冠の阿弥陀左右に四菩薩ますます後の方に摩多羅神を安んじ此堂を
嘉祥年中慈覚大師始て登山せられ叡山に模して当堂を創建し
互ひ此時天台一派を興され顕密繁盛となり大師山門より随従
せし僧侶十余輩を爰に留め玉へ又久住の徒を合せて三十六人

の内廿四人を法華三昧の行儀を修し又十二人を常行三昧の法
儀を定て無怠慢修行せしむ尤右大将家に信仰有て右常行
三昧修行の燈油料として文治二年九月同国寒河郡の内にて十六町
の地を寄附有し事東鑑に見えたり又右府実朝公も信仰
有て両将軍家より水晶の念珠などをも此堂内へ納めおかれ
其旧くより此堂を霊堂と別称せしとぞ然るに元和三年四月
東照宮神霊御遷座の為宮殿御営造の地形を曳給ふ時に二王御門
前の大杉の下より一箇の銅器を掘得たり大僧正へ奉り御覧ぜしむ
奇異の思ひをなしかの蓋を開て中を見るに瑠璃壺有り是頼
朝の御骨なるべし古記に其由を録せりとぞ御宮別当元
祖大楽院行恵法印へ預け置かれしを後二世恵海法印の時毘沙門堂公
海僧正の命に依て彼瑠璃壺を納め其宝塔に造て常行三昧堂に

納めたまふとかや

法華堂 常行堂の西に双べり大さ五間四面に起立並造営の
其前に同じく本尊普賢菩薩并に神十羅刹三十番神後堂に伝教
大師の御像慈覚大師書写の妙典一部納まるといふ

御霊屋

御三代将軍家の御廟なり慶安四年四月廿日
御薨逝依二御遺命一御霊柩当山へ入御し給ふ 御尊謚奉レ称二
大猷院殿一御別当所は龍光院二王御門より西北に有り
二王御門 東向 御手洗屋 二王御門の内右の方 御燈籠 御手洗の右と左に数百基 御宝庫 仁王御門の左の方
二天御門 御額は後光明帝の宸翰 二天御門上にあり 夜叉御門 鐘楼 鼓楼 二天御門の内夜叉御門の右左にあり
御唐門 押出し 額に四字 皇嘉御門 御奥院口の御門なり
御本殿 御拝殿 御奥院 御本殿より西の方山上にあり

阿部空烟墓碑

二王御門内御手洗屋の中の方石の御玉垣外又右の外に柵有
御宮末より御内構と御外構との間にあり

是ハ従四位下行侍従兼豊後守阿部朝臣忠秋乃墓なり播磨守正勝の二男左馬助正吉の息男なり慶長十六年九才の時より若君に附させられ後に豊後守忠秋と申せり幼けなれども夙夜恪勤勵ませ元和九年十二月叙爵し御一字拝領し寛永元年正月父が遺領と我所領と合せ賜ふ同二年二月御加恩の地を賜ふ同三年又所領を賜ふ同十四年正月下野国壬生城を賜ひ同十六年正月武蔵国忍城に移る慶安二年九月八日大納言家西城に移らせ給ひ忠秋を宿老職に補せらる同八年八月侍従に任ぜ寛文三年二月孫所領を加へ賜ふ同十一年五月廿五日致仕し延宝三年五月三日逝せり法號透玄院天岡空烟大居士位

碑龍光院に納む碑に空烟の二字のみ彫附られ近年此墳に石にて覆ひを造り上に屋根の形にて総高三尺許四方を一尺四寸宛程の正面を窓の如く彫ぬきし二字の見ゆるやうに造り致仕せし時より

将軍家へ並て奉願奉る由忠嫡子并家臣等に命じ我没せし後ら其軀を　御霊屋近邊に捨よと遺言せし由仍て御構ちかき所に埋葬せらる此人乃碑石を二王御門内構の邊に有り又梶氏乃墳墓ハ御奥院近き御堂山にあり各前後なく御本殿へ向ふ並びてても奉仕すべき宿願なりと以ふ

梶氏墳墓　御堂山にあり

従四位下左兵衛督源朝臣定良の墓なり此人を大猷公へ奉仕し莫大乃御恩顧を蒙り　御薨逝の砌殉死をも可遂

を報恩を思ふべし　御廟前に生涯奉仕し御厚恩に報ひ奉らんとて
を奉願御免しを蒙り居を当山に移し于今　御廟前へ出仕し
て給仕奉りけるが　御在世に奉仕せるがごとく生涯孤独にして子
孫の後栄をおもはず　御廟近き辺に墓を設けん事を奉願元
禄十一年五月十四日歳八十七にて卒す終焉の後家絶ぬるとも
是終身の志願なりとぞ墳墓今奥院にあり御壺山にあり行状前代
の絶倫なり徒然人存命の時不思近習のものに語りけるは江戸
ましまし阿部定暉も殺せしならんといひしかれども近習のもの何を
主人謗らるゝ事なかれといひしに当三日を経て定暉の檀を葬ひ来れ
まとひ小微は名誉の人なれば知る者奇異なる事ども為しけるとし
此事も彼近侍の子孫皆今日光に住し先祖よりの伝説を語るより
としく語せるを聞けば石塔上に梵字一字其下に従四位下梶氏左
金衛佐源朝臣定良照光院月嶺圓心大居士と当中に刻し右の方
に元禄十一戊寅とあり左の方に五月中十四日と鐫せ蓮座石下二
段の台石あり盧臼様丸形桜青にて宝前に石香爐花瓶水盥石燈
籠墓碑の四辺を石玉垣あり四辺に柵を巡らし木戸門あり柵内
に石楠花松杉槙の大樹有碑記を墓石の左乃方にあり此人乃行
状伝あれども長文ゆゑ悉を略す

左兵衛督梶君之碑

従五位下守大學頭林衡撰

故從四位下。左兵衛督梶君者。長島城主。織部正菅沼氏臣同族。某之子。為亞父梶君某所養。而冒其姓。其仕當寛永正保之間。以忠誠慇謹。稱於一時。大猷大君。使其常侍左右。雖在後庭中冓。亦必從焉。

大君猷代。遺　命葬于野州二荒山。君扈從　靈柩
遂留家焉。自是四十七年。每且拜　廟。不以祁寒暑
雨廢云。君諱定良。晩號左入居士。初爲亞父之義子。
既而亞父生親子。乃讓爲嗣。有　吉特賜俸米二百
苞爲小從人。寛永中累増俸至六百石。擢小納戸。
嚴有大君時。叙從五位下。増俸至千石。　常憲大君
時。進從四位下。又増祿至二千石。　兩朝眷注之渥
○恩賚荐臻。時　召抵　廷中。而君堅持宿志。以終
身焉。君在野州。鷄鳴初起。澡浴戒潔。辨色詣　廟。獨
坐殿前。俯仰齋慄。儼如事存。方冬春之交。立于凍風
寒雪之中。輒至於體僵口噤不已。年八十五。稍衰始
用轎來還。然入　廟門。未嘗杖焉。君恒言。身被　君
恩。銘骨浹髓。雖老矣而日侍于　廟。是可以償素志
耳。言終欷歔。以元祿十一年五月十四日。病卒于野
州之第。距其生慶長十七年。享壽八十又七。葬之
大猷大君塋域之後。蓋成其志也。水戸義公。爲文祭
之云。曾聞孝子廬親墓者。未觀忠臣廬君墓者。乃今
於居士乎見之。君幼而慧。七歲能騎。十一能銃。十七
講兵法。其決意辭。爲後於亞父。年纔十九焉。比長不
喜聲色。不求溫飽。奉巳極儉朴。而至購良弓駿馬。則
不惜千金。恬于勢利。謙卑自牧。爵至四位。不以自崇
每與　朝士立。輒避下位。祿至二千石。不以自封。而
振救施與。乃以爲樂。寛文之水患。貞享之火殃。請賑
濟於　官。野州之民賴以全活者居多。君畢生不娶。

遂絶繼嗣。其意謂一委質為臣。臨緩急而顧家累。非夫也。雖曰非中道。而其所以報國之意。則有足多焉者。嗚呼四十七年之久。而詣拜廟殿者。未嘗有一日怠焉。自非忠之盡而誠之至。孰能如是乎。小野良久者。嘗得事君。而其曾孫良純。今列朝士。官于野州。獨悲君墓無碑記。而謀伐石劖銘。遙屬筆于余。今也距其卒。已百年矣。而得良純而始傳。是君雖無後。而猶有後也。良純之此舉。不亦善乎。余樂為之叙。以係銘辭曰

間氣所鍾。百夫之特。維誠維忠。克敬臣職。出處終始。一厥徳。生事死事。咸不忒。趯哉駿功。允足勸輩。貞珹表兆域。石雖泐。而名弗泐。英魄靈爽。罔終極。長在乎荒山之側。

寛政九年歳次丁巳五月

杉浦吉統書

小野良純建

慈眼堂 慈眼大師の法窟なり往古より此辺乃山を称して大黒山と唱へし也法別所を妙覚院といふ山麓にあり法華常行乃二堂乃間に歩廊の橋を設る其下を通りて山路の石階を凡一町ばかり上り左の方に宝庫あり石階の辺に大なる唐銅の燈籠一基あり碑銘あり右へ折て石階三間程をのぼりて迷を入口北門あり左右囲垣を廻らし沸殿を凡十三間なり

文殊堂 入口の門より西南にあり是を慈眼大師の本地堂なり辰

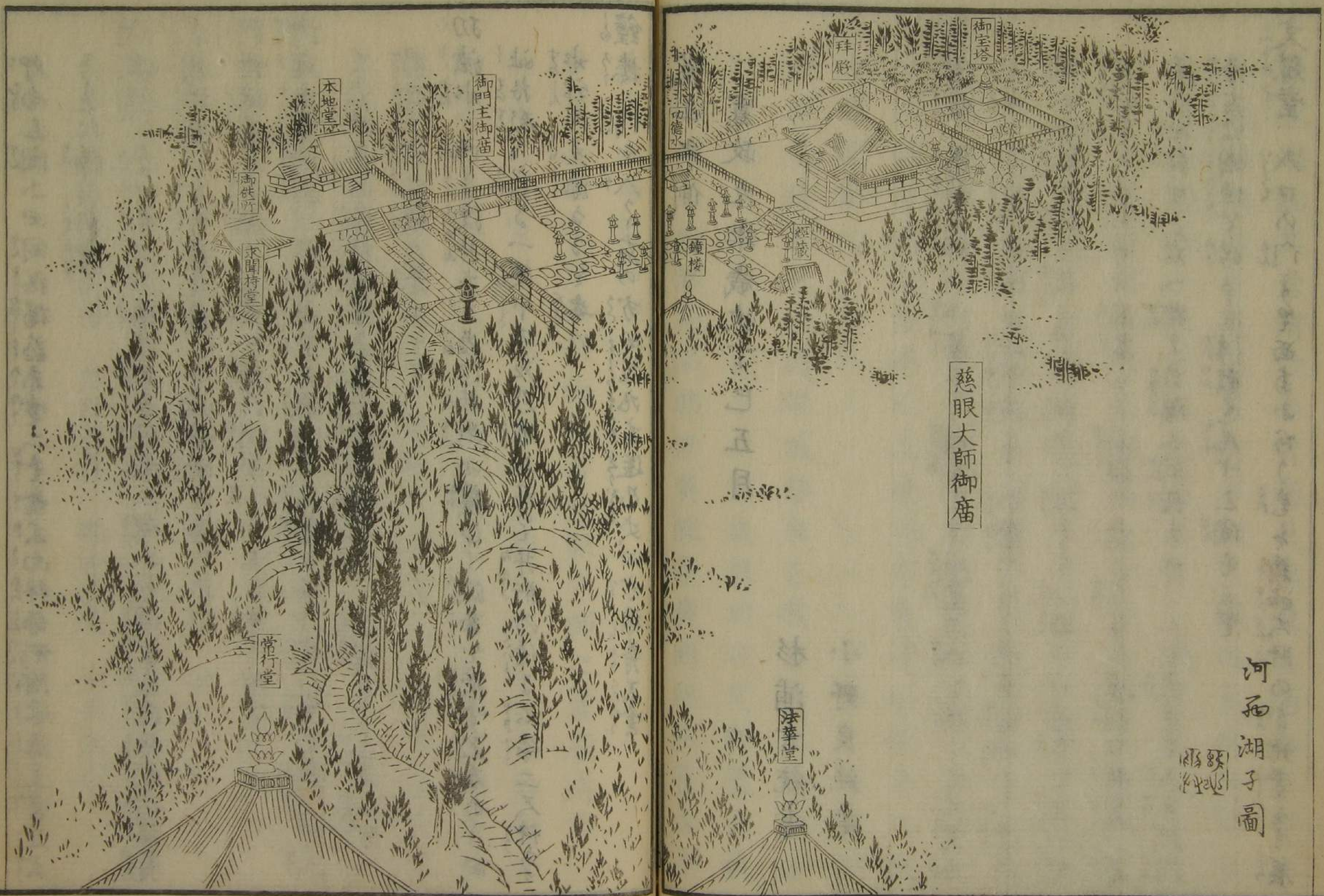

慈眼大師御廟

卯向三間ニ四間総揚葩赤塗二重垂木向拝縁側附箭扉黒塗左右
ともに揚葩羽葺

御供所　本地堂ニ相接して向を同じく二間ニ七間素木造縁側附板葺

求聞持堂　本尊虚空蔵菩薩御供所の南にあり

阿弥陀堂　石像の三尊を安す門を入て左の方にあり

御座主宮御廟　阿弥陀堂の後より石階を西の方へ登り御門を入
て右の方に礼拝所あり其三方石垣を高く築揚たる上に三方へ
打廻し御宝塔九基あり

功徳水　御手洗井なり常に井桁に覆ひし汲事を禁ず上屋あり四
辻様敷へ登る一段下の左の方にあり井桁の側に石像二尺許なる
水神の立像なるを安す

鐘楼　門を入て右の方四柱九本造凡丈四方椽葺黒塗

慈眼大師鐘銘　并序

日光山台教中興天海尊者慈眼大師之霊廟者由
征夷大将軍従一位左相府源朝臣家光公之鈞命而
所建営也額茲梵室曰顕正院矣弟子公海欲謝師徳
鎔鋳華鯨以備晨昏之驚覚焉伏冀天下清寧庶民安
泰佛典廣敷群霊均益云爾銘曰

日光霊崛　勝景偉々　山川幽谷　殆摸月氏　三佛並塔
衆神列簉　巍々金殿　堂々畫棟　中興祖廟　徳海無涯
摧邪顕正　以之名師　金鋳捷地　掛在高櫪　搖動一撃
聲利甚丕　退益三界　通覺四維　折伏魔外　彈破鬼魅
蜀賦消劍　唐主脱罹　君臣如意　國家平夷　佛乗弘揚
永々福禧

旹慶安元年戊子卯月二日　日光山貫長兼東叡山二世毘沙門堂公海造

經藏　鐘樓と相並銅葺朱塗二間に三間向拜縁側附扉黒塗西向一切經内外典籍を安す

地主神社　正一位稲荷社なり拜殿より小の方にあり

拜殿　向拜附八棟造巳午向銅葺總赤塗二重垂木九間に三間前後の扉黒塗錺口金物掲ぐ廻り縁側階段六級四方揚高欄内八方に簾を掛あり丸柱朱塗上みの長押上迄金襴巻細工の總彩色而して丸の内に二ッ引の紋又是を大師の定紋なる由三浦堂より出しと云ふこれを左も違へし此拜殿の地形方拾間余庭中は四面皆栗石を敷石玉垣あり石階六七級上より拜殿前まで敷石十四五間あり毎歳十月朔日より法華遠忌論議あり二日を御正當日にて一山の總出仕法華八講を修行せらる

石燈籠　門より拜殿へ至る迄敷石の左右に何れも　尾陽君御寄進紀州君　水府君皆二基宛左右に相對せり其次に酒井忠勝寄納也も二基宛其次に蔭学問大学頭一基宛其次に松平正綱寄納一基右の方にあり又左の方にも秋元富朝吉田賢宗各一基宛寄附八正保元年同二年の銘あり

御廟前　石にて彫工せし前卓四ッ足高さ四尺許長三尺幅一尺左右に高三尺許の花瓶あり是も皆石にて造る卓上に香爐獅子を安ん是等も皆石にて造れり外に石燈籠二基あり

法寶塔　法花石塔凡九尺許寶塔の廻りに六天部の石像各四尺又六寸許なるを安す梵天帝釋持國廣目増長多門の立像なり其四方石の玉垣の下に四面敷石の高築地高さ四尺程の上に石玉垣あつて

當山へ入峰なし給ひし先達人の覚る事を禁ずる為に経営せられしもの也
両大師　慈恵大師慈眼大師是を両大師と称せ當山にても
両大師の尊像を山内の寺院龍光院を除きて其外二十ヶ院を月々
遷座しあひ正月に到れば御本坊へ遷座と定るて東叡山にても是を
月々坊舎を巡行し十月に御本坊へ遷座しまふ慈恵大師ハ諱を
良源俗姓ハ木津氏近江國浅井郡の産なり延喜十二壬申年九月
三日出誕永観三乙酉年正月三日示寂しまふ依て謚を元三大師
と称ふといふ
入峰禅頂　是を當山修験古より此古実として秘する處の行法なり
先達具よいまんを中々に飛あかてゐざ知るべし其しらく知る筆
にておろそかなるところの多と記さんもいとゞおそるる業なりさを
あ先達ハ更に徳さずして止んをまた日光山志の本意にはもとれ
今おぼろげに聞ける處を撮略して其謂を志るさんにハ開山上
人當山を闢きたまふ時初て出流山より分入給ひ穢身に入りて
多くの山嶽を攀のぼり嶮岨を渉りかの河私に住し大王
の求法雪山大士の苦行を集て師弟和尚の勤行をなし給ひ難行
日を積艱苦年を累ねられて當山開基の功業を遂たまへり其後
上人の没後十餘年の徒弟等遙に師の創業を追想しまつる上人當
て山門嶮渉の抖擻所に就て満山の行者新客の佛神を各處に勧
請し垂おくる事をおとりに哀慕渇仰し打続ひて互に相勧ひ
今より師の苦行の蹟をふみ師の勧請しまひし佛神へ奉る無上
の法施を奉ぐて報恩謝徳の誠をあらはし逕べつる天長地久の祈を
上求下化の修行と末代の法孫に傳へんもまた此大行に報べつる
とおのおの大衆決定して是より入峰の修行を奉しいとなむ

ありけるとぞ実なるや巌窟の険しきも深雪に蹤を絶して紅蓮大紅蓮の寒苦は嵐を食と巌谷に断てる餓鬼乃困苦をおもひ又ハ嶮岨は匍匐して畜生の悩を思ふ其外行中様々乃艱難ハ筆に尽す所にあらず是に依て古より出逆を十界の修行と名附このや三峰の順逆五禅頂乃次第入峰出峰の日取等迄も深秘なる事にして其道を練行勤修が多くの作法を世に知り難き所なる也此大行十界子出世れむのしより遂く今に至るまで一とせを間行ずれるを開山上人の遺徳実に終ぐ所くあらむ所き所なりずされどもを秘密なる修行ましく出俗の身にてを得に未来由縁聞きとご不難かれど要しく実に載べきにあらず

大千度　此修行をひらし開山上人峰々岳々を踏渉し開ひし時俳神の針向を蔵得しく有ひなる所々社祇を営き置れしを後まで遺山内に悉く勧請せられ其大小乃諸社を日毎に遶拝し読経法楽等を勤行せらるる事こそされど其途中にして知人に値といへども言をも通せずして順堂す仍て世俗を其秘密の作法を志らねど無言の修行なる所しかどいへば又此修行の日次を正月より五月迄又五月より九月迄又九月より翌正月迄をすべて三ケ月を以て開結として施主の祈念を修する事なりと聞けり

鳴子狩　行人山路において或ハ道を失ひ又ハ山魅乃仕業にて雲霧をおこし旅路を遮り其余さまざまの障碍をなさんとする時此狩をもちいらせ忽ち旅路を求ることありといふ出峰の時ハ童男童女れとふまゝのせて蒔散して与ふ其狩の揺れを種々乃形代写しあるを枝木まで掲げるのなり是を魔除の守ともいふ

古峰原の石尊隼人　日光御領の内大芦郷地名古峰原といへる所に住ん

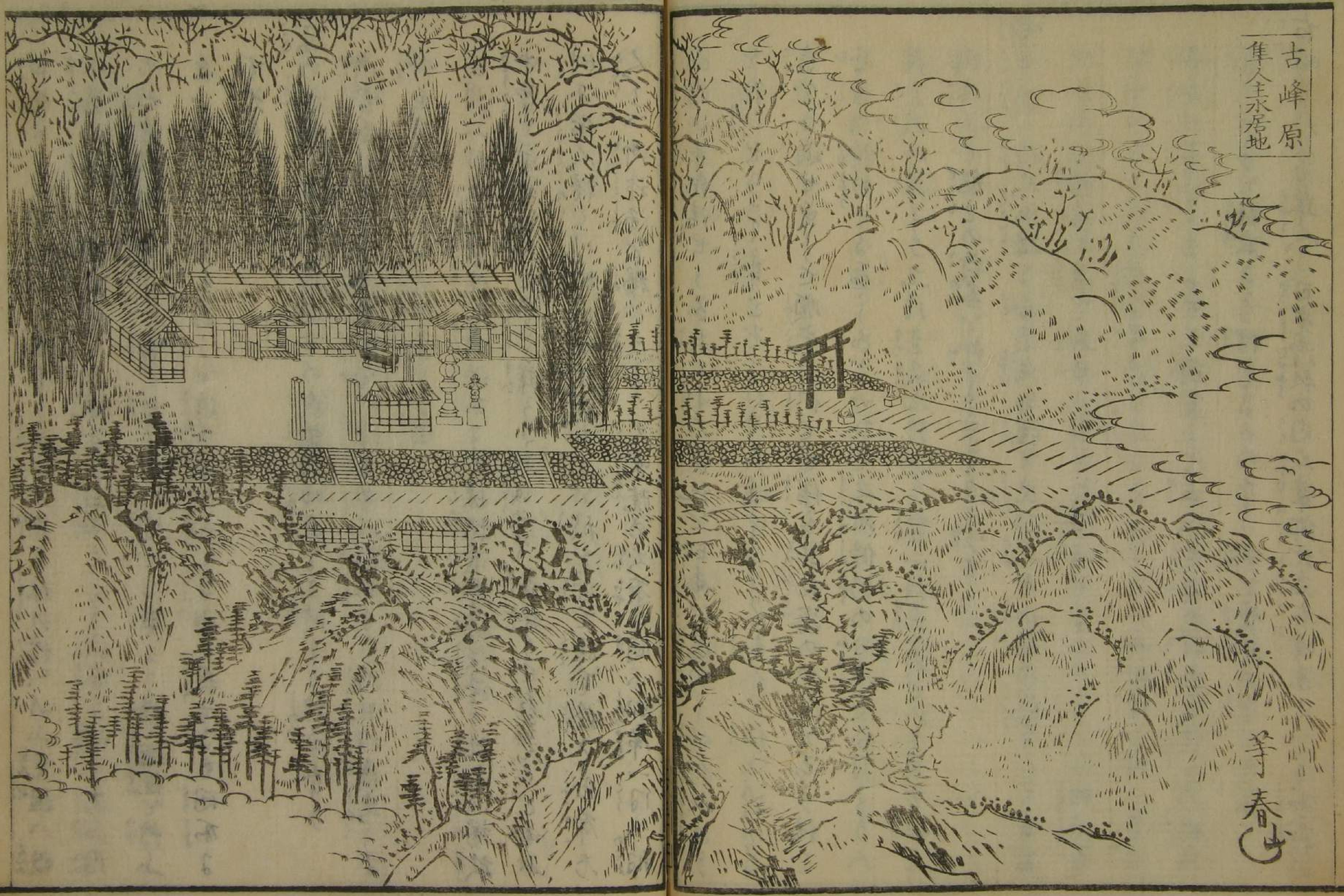
古峰原
隼人主水居地

日光より七里西南の方なり氏を石原と称し伝へいふ先祖ハ役
小角に仕へし妙童鬼の子孫なる由同くより此所ニ住し当山内
の行者彼家へ行き一宿し夫より入峰する事なり種々俗説を伝ふ
迚ども姓ある事をしらず近年家をかて白水と称するも同所ニ
すめり

爰の神事　毎年正月二日の夜暮六時過より修する神事なり
御宮并新宮本宮滝尾寂光中禅寺等凡別所ニて同日同夜夫々ニ
修せり此神事を火燈祭といふ由

正月二日夜大楽院下御供所ニて採燈護摩修法終り机上に錫杖
中啓を並是を持て寄々舞ふ須叡ニて舞終りておせんくと呼ぶ
時ニ俗人種々しと然代なし或ハ面を被り出て躍り終て出席乃
人々へ御神酒を備ひ夫より大楽院の大茶の間へ出席一同へ絹
挽ニぜんざい餅残盤て給ふ又出ル一儀終りて夫より給仕を勤ニ結
ら衣着き着る中ニ又夫より俗人出て躍なるのち御膳と語るなり
是もまた種迭む本膳乃大なる物乃内へいろいろの雑物或ハ手遊
の張子其外野菜の菓子など種々或ハ御備餅等も多分なりて其
内へ金子なども入て素起ぬやうにして是を蒔ちらすよしごつと
一同ニ是を出て各争ひ拾ひて追散ル是ニて御神事を以て出席
の諸役人衆へハ書院ニて御料理出るといふ

日光山志巻之二　終